

R I S E

ライズ

編集者 教宣部
NO.150 2007年10月21日**陳述書に書かれている幾多の不可解な
問題点や矛盾点を浮き彫りにさせていく**

10月11日(木)、都庁34階の労働委員会会場において、第10回・都労委審問が行なわれました。一年に亘って行なわれていた証人審問も今回で終了となります。ですから組合側は、聞きたいことはしっかり聞いて、嘘と欺瞞(ぎまん)とで固められた会社主張を突き崩そうと、いつも以上に、組合補佐人達の気合の入れ方が違っていたことは、言うに及ばず、力の限り本性を暴きだしていく姿勢が伺われました。

今回の証人は、前回の主尋問を受けた、元・東二両 須藤正文総務科長と元・人事部人事課 新田雅巳課長の反対尋問です。

始めは、須藤総務科長の陳述書における不可解な点についての疑問を、組合側補佐人・東二両分会中村さんが追求していきました。

中村：あなたが書いた陳述書において、管理者は社員の執務状況の判断基準を「日々の点呼や巡回、訓練等において社員の推奨すべき事象を確認したり、注意指導を行なった場合等には……直接確認した管理者が……パソコンに入力し、報告させていました」と書いていますが、実際、点呼や訓練等における非違行為などは、あったのでしょうか？

須藤：「あまりありません」

中村：私たち組合員の減率理由の大半は標準化における作業手順や確認喚呼、チョークチェック等であると指摘されますが、この書き方では、全くそぐわないのではないかと？

須藤：「点呼や巡回、訓練“等”の等に色々と網羅している。」と苦し紛れの言い訳をしたのだ。

中村：これはまさしく運輸所における査定基準に、ぴったり当てはまる書き方ではないのですか、本当にあなたが書いた陳述書ですか？と詰め寄る。

中村：それに、「管理者の報告(期末手当や昇給の査定)は年2回(4月初旬と10月初旬)、所長が全てそのまま人事課に報告している」と書いていますが、人事課への報告は、東二両所だけではないでしょうか、相当な数になると思うがよろしいですか？

須藤：「はい」

中村：幹鉄事全体でも、およそ5,000人の報告が6ヶ月間の間に人事課に集りますから、一人10件としても50,000件もの推奨すべき事象や注意報告が寄せられます。それだけの膨大な件数を、適切に処理できるだけの人員や判断力が人事課には備わっていますか？

須藤：「備わっております。」

中村：また、前回の審問であなたは、「減率を適用された本人が説明を聞きに来たときは、管理者は出来る限りの説明をするようにしている」と証言されましたが、いつも決まって言うことは「総合的判断です」の一言ですね、説明すると言っても実際には何もしていないことです。ですから、あなた達は、減率理由を幹鉄事から教えてもらっていないので、知りうる事では無いと言い逃れをするけども、管理者からの報告があげられているのだから、その資料を見せてあげれば良いではないか、何故しないのか？ 推奨すべき事象や注意指導を行なった場合に、管理者は、その日のうちに5W1H形式

でパソコンに入力している。と再三述べているのであるから見せるのが常識でしょう。

中村：最後に、東二両における査定は、人事課が報告を基にして査定を行なうと書いていますが、管理者の報告が偽りの報告をしても、何にも問題なく人事課にあがっていくんですよね？

須藤：「管理者は、課せられた職責において任務を遂行していますから、全く問題ないです。」と言い張る。

中村：それにしても人事課よりも、現場の事を一番よく知っている現場長が、査定を行なうのがベストと思われるが、如何（いかが）なものか？

須藤：「会社としては、今のシステムが現時点でベストです。」と本末転倒の言い草であり、まさに嘘の上塗りをするしかないのである。

元々は、存在しないデッチ上げの出来事を捏造（ねつぞう）した内容なのだから、社員には到底報告内容などを見せられない、それ故、現場では吟味せず直接人事課にあげる図式の方が何かと都合がよいのだ。言い換えれば現場管理者に、火の粉が降りかかり難（にく）くするためにである。ですから会社としても、おかしなシステムと知りつつも、今のがベストと言い張ることに終始してしまう。

引き続き補佐人が変わり同分会・芳原さんから、当時の総務科での抗議行動についての証言の食い違いを追求していった。

芳原：あなたの証言で「総務科前の廊下を往来しようとしたほかの社員であるとか、また、総務科の室内に入室をしようとしたほかの社員の妨げになった」と述べていますが、あなたが確認したのですか、また、誰かしらの苦情を聞いたのですか、私達は、社員の往来には十分配慮していましたし、時間にして3分くらいでしたから、その間何人の社員が廊下を往来したか知っていますか？

須藤：「申告（苦情）はおりません。」「数については知りません。」

芳原：それと、加藤副所長（当時）が通りかかったけど廊下に待機していた組合員には何も注意指導は与えていないのをご存知ですか？ 私たちは社員に迷惑が掛からないように整然と待機していたのです。

須藤：「どの時点で通り掛かったか分からない」

途中、組合側代理人の中山弁護人から審問時間が超過しているが、まだどれくらいあるのか、時間を守ってくれ、と暗に早く止めろとの催促がくる。

結局は、幾つかの質問事項を残して反対尋問を終わらせてしまったけど、労働委員会の人達には会社の不当差別・不当労働行為の実態が浮き彫りにされたと思います。

続く証人は、元・人事課 新田課長であります。東一両分会・有恵補佐人からの手馴れた尋問が繰り返されました。軽快なしゃべりと鋭い切り口で、相手を翻弄したことは言うに及びません。

これで審問は終わります。この後、最終陳述書を提出し結審を仰ぎますが、私達の都労委はひとまず区切りがつきます。しかし、私達に仕掛けられている攻撃は、まだまだ後を絶ちません。組合員が一致一丸となって、事に、立ち向かっていかなければ難局を打破することはできません。でも、私達は日々進化しています。幾多の会社からの攻撃を乗り越えて、着実に一人一人が前進しています。労働者が労働者であるために、本来あるべき姿をもって、明日の労働者の未来を切り開くために奮闘して行きましょう。